

「英国の EU 離脱における競争法の在り方¹⁾」

2021年3月26日(金) 14:00~16:00

講師：弁護士 坂野 吉弘 氏 (シティニューワ法律事務所)

はじめに

- ・ **Brexit** とは **British exit** の合成語
- ・ 2016年6月23日、英国は国民投票で離脱決定し、2020年1月31日に離脱した。
- ・ 離脱直後に離脱協定 (Withdrawal Agreement²⁾) が発効し、2020年12月31日まで EU 法が英国に適用される。

1. Brexit による変更

	Brexit 前	Brexit 後
行為規制	加盟国間通商に影響あり⇒EU 競争法 英国内取引⇒英国競争法	英国関連取引⇒英国競争法
企業結合	結合が共同体規模⇒欧州委 例外的に加盟国法適用あり。 加盟国への付託制度あり。	英国基準を満たす結合⇒CMA ³
具体的 変更点	・ 2020年12月23日前に欧州委が開始した調査。⇒欧州委 ・ 欧州委に対するリニエンシー申請⇒CMA (競争市場庁) 調査の保護対象ではない。 ・ 2020年12月23日前の欧州委への企業結合届出。⇒欧州委 ・ 欧州委承認の確約⇒欧州委 ・ 2020年12月31日時点の EU 競争法は英国競争法の一部を構成するも英国裁判所は、欧州裁判所に拘束されない。	

- ・ 因みに、Brexit に伴う主な英国競争法改正としては、Competition Act 1998 の改正と Enterprise Act 2002 の改正がある。

2. 英国競争法の概要

(1) 英国競争法を構成する法律

- ・ 1973年公正取引法 (Fair Trade Act 1973)

¹⁾ 「英国競争政策の動向」(公正取引 No.782-2015 年 12 月)

「英国競争政策の動向と BREXIT」(公正取引協会セミナー2016年9月21日)

²⁾ Agreement on the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the European Union and the European Atomic Energy Community

³⁾ Competition & Markets Authority

- ・ 1980 年競争法 (Competition Act 1980)
- ・ 1998 年競争法 (Competition Act 1998) 【CA⁴】
- ・ 2002 年企業法 (Enterprise Act 2002) 【EA⁵】
- ・ 2013 年企業規制改革法 (Enterprise and Regulatory Reform Act 2013)
- ・ 2013 年金融サービス (銀行改革) 法 (Financial Services(Banking Reform) Act 2013)

(2) 反競争的協定 (CA 第 1 部「競争」、第 1 章「反競争的協定」)

- ・ CA 第 2 条は、反競争的協定の原則禁止を定める。
- ・ CA 第 3 条は、適用免除を定める。
- ・ 制裁金は売上高の 30%を上限に当初の制裁金額が算定される。
- ・ 当初の制裁金額は全世界売上高の 10%を上限とする。
- ・ リニエンシーは 3 つのタイプがある。

タイプ A	CMA 審査開始前の第 1 申請者、 制裁金免除、役員従業員刑事免責、役員資格剥奪免除
タイプ B	CMA 審査開始後の第 1 申請者 制裁金減免 (通常 50%免除まで)、役員従業員刑事免責
タイプ C	CMA 審査開始後の有益情報提供の申請者 最大 50%の制裁金免除、特定個人刑事免責、役員資格剥奪免除

(3) 支配的地位濫用 (CA 第 1 部「競争」、第 2 章「支配的地位濫用」)

- ・ CA 第 18 条は、支配的地位濫用を禁止する。
- ・ CA 第 19 条は、第 2 章の適用除外を定める

(4) 企業結合規制 (EA 第 3 部企業結合、第 1 章届出義務)

- ・ EA 第 23 条は、企業結合審査対象を定める。
- ・ 対象企業の売上高 7000 万ポンド超の場合又は企業結合で供給シェア (市場シェア) 25% 以上若しくは拡大する場合⁶。

⁴ Chapter I Agreements, Chapter II Abuse of Dominant Position, Chapter III Investigation and Enforcement, Chapter IV Appeals before the Tribunal and proceedings and settlements relating to infringements of competition law, Chapter V Miscellaneous から構成されている。

⁵ Part 1 General functions of the CMA, Part 2 The Competition Appeal Tribunal Part 3 Mergers, Part 4 Market Studies and Market Investigations, Part 5 The Competition Commission, Part 6 Cartel offence, Part 7 Miscellaneous Competition Provisions, Part 8 Enforcement of certain consumer legislation, Part 9 Information, Part 10 Insolvency, Part 11 Supplementary から構成されている。

⁶ Roche Holdings, Inc / Spark Therapeutics, Inc の企業結合でシェアが問題となったことがある。

- ・ 審査開始は、届出又は CMA 職権審査による。
- ・ 審査手続は第 1 次審査と第 2 次審査がある。
- ・ 審査手数料あり。最高 16 万ポンド。
- ・ 因みに企業結合について英国競争法は実質的競争減殺 (SLC) 基準であるが、EU 競争法は有効競争の著しい阻害 (SIEC) 基準である。

【第 1 次審査】

届出又は職権審査により十分な情報を得てから原則 40 日以内に完了。

実質的な競争減殺の現実的可能性の疑いある場合は第 2 次審査開始

問題解消措置の申し出があり、CMA が承認した場合は第 2 次審査を開始しない。

【第 2 次審査】

独立メンバーのパネルによる審査。通常 24 週間以内に完了。

パネルが競争減殺蓋然性ありと判断すれば、CMA は 12 週間以下で是正措置を講じる。

(5) 市場調査 (EA 第 4 部市場調査、第 1 章市場調査)

- ・ EA 第 131 条は、CMA の市場調査権限を定める。
- ・ EA 第 136 条は、市場調査の報告書作成、公表を定める。
- ・ EA 第 137 条は、パネルが市場調査を実施して 18 ヶ月以内に決定を下す旨定める。
パネル決定に基づき CMA が是正措置を採る。

(6) カルテル行為による個人への制裁措置

- ・ EA 第 188 条、190 条には、個人のカルテル罪として 5 年以下の禁錮若しくは罰金 (又は併科) が定められている。
- ・ 役員資格剥奪命令 (Company Directors Disqualification Act 1986)
同法 9A 条は、裁判所は、CMA その他規制当局の要求により、下記要件が満たされた場合に最長 15 年の役員資格剥奪命令を発出する。
 - ① 役員の所属する企業が競争法に違反 (反競争的協定、支配的地位濫用) した場合
 - ② 役員の行為が企業経営には不適當であると裁判所が認めた場合
- ・ 刑事訴追免除
カルテルへの関与を申告した個人に対して CMA がノーアクションレターを交付することで、刑事訴追免除を得る。
役員資格剥奪制度がリニエンシー申請を促進する面がある。

(7) 執行機関

- ・ CMA 及びその他の規制当局 (電気通信、電力、ガス、水道、鉄道及び航空)
- ・ CAT (Competition Appeal Tribunal) : CMA その他の規制当局の決定に対する不服申立

の審査を行う。

- **SFO(Serious Fraud Office):CA** に基づくカルテル罪の捜査を **CMA** と協力して行い、**CMA** の同意を得て被疑者の刑事訴追を行う。

(8) 私訴

- 現在の英国競争法では損害賠償請求は可能で、**High Court** に対しても **CAT** に対しても訴訟提起出来る。**Stand alone** 訴訟も **Follow-on** 訴訟もある。
- 集団訴訟も代表訴訟も認められるが件数はすくない。
- **CAT** では個別手続の訴訟も、共同手続の訴訟も可能である。共同手続では **Opt-in** 方式であったが 2015 年からは **Opt-out** 方式も認められている。
- 訴訟提起の時効は 6 年。

以上